

美咲町空家活用定住促進事業補助金のご案内



町内の空家バンク登録物件（宅地建物取引業者が扱う物件）を、空家バンク利用登録者（移住者等）が購入等したのに対し、空家に関する各種補助金を、**予算の範囲内**において、交付申請**（事前申請が必要）**することが可能です。

詳しくは「美咲町空家活用定住促進事業補助金交付要綱」にてご確認ください。



■ 片付け支援助成金

- ・ 交付対象者 : 所有者及び、空家を購入・賃貸した移住者等
- ・ 補助金額 : 対象経費の2分の1以内（上限10万円）

■ 購入費補助金

- ・ 交付対象者 : 空家を購入した移住者等
- ・ 補助金額 : 対象経費の5分の1以内（上限30万円）

■ 改修費補助金

- ・ 交付対象者 : 空家を購入した移住者等
 - ① 施工業者（町内） : 対象経費の3分の2以内（上限100万円）
- ・ 補助金額
 - ② 施工業者（町外） : 対象経費の3分の2以内（上限60万円）
 - ③ 自己による改修 : 対象経費の5分の4以内（上限60万円）

■ 引越し支援助成金

- ・ 交付対象者 : 空家を購入した移住者等
- ・ 補助金額 : 対象経費の2分の1以内（上限10万円）

※美咲町では、転入等の手続きには賃貸・売買契約書が必要となりますので必ずお持ちください。

※補助金申請をされる方は、事前に必ずご相談いただきますようお願い致します。